

# 平成27年度 第1回 熊本市製造業等見本市出展事業助成金のご案内

## 1. 事業の目的と概要

中小製造業者等、又は製造業等を主体とした組合・団体等が実施する見本市等への出展事業に対し、必要な経費の一部を助成することにより、本市製造業の振興を図ることを目的としています。

## 2. 対象者

熊本市内に主たる事業所（本社/本店、あるいは主要な工場、研究開発拠点）がある次のもの

- (1) 中小製造業者
- (2) 中小製造業者を主体とした事業協同組合又は協業組合
- (3) 中小製造業者を主体とした任意の団体

※本制度における中小製造業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類(平成19年11月改定)における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業を営むものです。

※組合・団体の場合は、1/2以上が市内企業で構成された団体です。

※前年度に本助成金の交付を受けたものは対象外になります。

## 3. 対象事業

熊本県外で開催される、販路拡大等を目的とした展示会・商談会・見本市等への出展事業が対象です。

※助成の対象となる事業費が10万円以上の事業です。

※国、他の地方公共団体等の補助金を同時に受けているものは対象外です。

※県内で開催される見本市等は対象外です。

※物産展などの、即売を含む見本市等は対象外です。

## 4. 対象事業の助成率及び限度額

事業区分		助成率(※1)	限度額(※2)	
			企業	組合・団体
出展小間料、小間装飾費、 宿泊費、交通費、パネル製 作費	九州内	1/2以内	30万円	50万円
	九州外(国外含む)		50万円	80万円
通訳費、輸送費	国外		20万円(※3)	

※1 中小企業基本法に規定する「小規模企業者」への助成率は1/2とします。

(小規模企業者：製造業においては従業員20人以下、情報サービス業においては従業員5名以下)

※2 同一対象者が平成17年度以降において、企業については4回、組合・団体については6回以上、本助成金の交付を受ける場合は、上記限度額の1/2を助成金の限度額とします。

※3 国外については通訳費、輸送費として20万円を限度に加算します。

## 5. 助成対象経費

- 出展小間料、小間装飾費(装飾レンタル代・小間の電気ガス水道等の工事費及び使用料)、宿泊費交通費(企業は上限3名)、パネル製作費
- 印刷費、タクシー代や駐車場代(公共交通機関が利用できない場合を除く)、飲食費等は対象外です。

## 6. 対象事業実施期間(第1回)

平成27年4月1日～平成27年9月30日

この期間に開催される見本市等が対象です。なお出展事業を行った後の事後申請は認められません。

※ 助成金の交付は年度中1回のみです。

## 7. 応募手続き

(1) 募集期間 平成27年3月18日～平成27年4月24日

### (2) 提出書類

- ①製造業等見本市出展事業計画書(様式第1号)
- ②事業計画書・収支予算書
- ③市税滞納有無調査承諾書
- ④会社概要及び見本市等の開催内容がわかる資料

募集期間内に開催される見本市等を申請する場合のみ:

- ⑤製造業等見本市出展事業助成金交付申請前着手届(様式第2号の2)

※ ①～③及び⑤の様式は市のホームページからダウンロードできます。

※ 事業計画及び予算は、見積書を取るなどして実際に近いものとなるようお願いします。

### (3) 応募方法

- ①電話でご予約後、提出書類を商工振興課までご持参下さい。
- ②ご提出の際、申請書類の確認、事業内容の聞き取りをさせていただきます。(30分程度)
- ③募集最終日は込み合いますのでご注意ください。

## 8. 事業の採択方法

事業計画の内容を審査し、予算の範囲内で助成事業を決定します。  
助成金は、事業完了後に交付します。

### [問い合わせ先]

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市農水商工局 商工振興課 工業振興班

TEL 096-328-2424 FAX 096-324-7004 E-mail : [syoukousinkou@city.kumamoto.lg.jp](mailto:syoukousinkou@city.kumamoto.lg.jp)